

## 令和7年第12回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月22日（月） 13時30分～14時20分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (15名)

会長	16番	佐藤俊孝
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠
会長職務代理者	15番	高原弘明

欠席委員

(1名)

委員 3番 朴田敦志

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 専決処理事項報告について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第8	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第10	議案第4号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第11	議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は 15 名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、3番 朴田敦志委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和7年第12回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは当職より指名させていただきます。

13番 星川忠博委員、14番 中塚誠委員、15番 高原弘明委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは当職より指名いたします。

農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは本日1日と決します。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

出席された委員から、補足説明ありましたらお願いします。

8番、高橋かおるです。

12月9日、令和7年度北海道・東北ブロック女性農業委員研修会に阿部江利子委員と出席してきました。

協働に関わる基調講演の後、1グループ10人程度のグループワークを行いました。意見交換では、どのようにして女性委員を増やしていくかが話題となりました。岩手県ではポラーノの会の働きかけにより、女性委員は増加しているとのことでした。他県では女性委員がいない委員会もあり、今後の取り組みが課題であるとのことでした。

私の方からも主な出席用務の概要報告をいたします。

11月26日、農業者年金加入推進セミナー、岩手県選出国会議員への政策要請に出席しました。

農業者年金加入推進セミナーは、岩手県から33名が出席しました。15万人の加入者確保目標を掲げ、女性や若手農業者の加入の働きかけを推進していくこととなります。

岩手県選出国会議員への政策要請では、県選出議員の秘書に出席いただき、政策要請を実施しました。今までにない力強い言葉をいただきました。

11月27日、農業リーダーズサミット2025、全国農業委員会会長代表者集会に出席しました。

農業リーダーズサミット2025では、女性委員登用の意義が共有され、奈良県や富山県砺波市の事例発表がありました。

全国農業委員会会長代表者集会では、請願内容や令和8年度予算等が採択されました。以上です。

その他、質疑がありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

補足説明を許します。

ありません。

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

補足説明を許します。

ありません。

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、次に進みます。

7番 白澤和実です。

次の議案は私の家族の案件ですので、退席の許可をお願いします。

7番 白澤和実委員の退席を許可します。

【13:54 退席】

【13:55 再開】

再開いたします。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

補足説明を許します。

議案第1号について、補足説明をいたします。

これらの案件につきましては、お手元の資料No.1、別添農地法第3条調査書の1~4ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

なお、これらの農地は組田で1枚の水田となっております。今回の申請に至るまでの経緯として、番号1-1の方からあっせんを申し出されていたが、期限満了し、買い手がない状況でした。

当該農地は、水捌けが悪い等条件が良くないところ、遊休農地を防ぐ観点を考慮し、購入にいたったものであります。価格総額が無償譲渡である番号

1-2 以外は全て 10,000 円となっておりますが、当事者間で協議の上決定したものです。

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論お願ひします。

「なし」の声あり

反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

1番、熊谷洋司です。

譲渡人と協議して決めたことであり、遊休農地対策の側面もあることから適正だと思います。賛成です。

2番、阿部江利子です。

熊谷委員と同じ意見です。あっせんでも受け手がなかったところ、農地管理をしてもらえることとなり、ありがとうございます。

4番、佐々木博です。

遊休農地対策にもつながることであり、条件の良くない農地を引き受けさせていただきました。価格もその観点で妥当と考えます。

5番、白澤克美です。

これまでの状況を踏まえても、遊休農地対策にもなりますし、引き受けさせていただいたことに感謝します。賛成です。

その他討論はありませんか。

「なし」の声あり

討論なしと認めます。

それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員ですので、許可することに決します。

7番 白澤和実委員が着席するまで休憩といたします。

【14：00 着席】

【14：01 再開】

再開します。

日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第2号 朗読】

補足説明を許します。

議案第2号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の5～7ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

新規就農の案件について、令和7年12月2日に新規就農者審査を行っております。

審査の結果について、13番 星川忠博委員より報告願います。

13番、星川忠博です。

地元委員の佐々木昭英委員と審査をいたしました。

営農計画が妥当かについてですが、家庭菜園として野菜を作付けすることとしており、隣接する自宅に居住しながらの耕作であり、同居する家族と共に

に耕作する計画であることから、適正に農地を管理できると考えられるため、計画は妥当であると思われます。

業としての経営かについてですが、自家用であり、業としての経営ではありません。

資金収支から見て妥当かについてですが、耕作による営利を目的としてはおらず、同居家族の本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

営農姿勢についてですが、以前は自宅の敷地内において家庭菜園を7~8年程度やっていたが、道路拡張により敷地が狭くなり耕作が不可能となっていたそうです。その後も家庭菜園を再開したいと思っていたところ、今回の売買の相談を受けたものであり、今後の農業の再開に対して意欲を感じました。

知識・経験の有無についてですが、過去の家庭菜園の際の経験を活かして耕作するものであり、問題ないと思われます。

総合評価についてですが、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。

9番、佐々木昭英です。

信頼できる方であり、適正に農地管理していただけると判断します。

その他補足説明ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

1番、熊谷洋司です。

何を作付けする予定でしょうか？

700m<sup>2</sup>程度の小面積であり、家庭菜園として野菜を作付けする予定です。

2番、阿部江利子です。

対象農地は耕作できる状況でしょうか？

しばらく耕作していなかったのですが、今回の購入にあたり草刈りをして耕作に支障がない状況となっています。

15番、高原弘明です。

譲受人は70歳を超えており、後継者はいるのでしょうか？

譲受人夫婦と子供2人が同居しており、息子さんは後継者としての意志があると聞いております。

その他質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に反対討論をお願いします。

「なし」の声あり

反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。

6番、佐々木達也です。

小規模の農地ですので、耕作可能だと思います。

7番、白澤和実です。

家庭菜園規模ですし、管理していただけると思います。

8番、高橋かおるです。

家族も耕作を手伝うということであれば、問題ないと思います。

10番、福澤広基です。

息子さんが後継者として意向があるとのことですし、問題ないと思います。

議長 その他、賛成討論ありましたら、お願いいいたします。

「なし」の声あり

議長 それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第9、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

**【議案第3号 朗読】**

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第3号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の8ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長 それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願ひします。

「なし」の声あり

議長 賛成討論がありましたら、お願ひします。

金子忠博委員 11番、金子忠博です。

双方の要望によるものであり、賃借料も妥当と考えますので賛成です。

佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。

双方が合意の下での貸借ですので、賛成です。

星川忠博委員 13番、星川忠博です。

賃借人は地域の中でも中心的な農業者ですので、耕作に問題はないと思いまので賛成です。

議長 その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。

議長 挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第10、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

**【議案第4号 朗読】**

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 12月15日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告

熊谷洋司委員

願います。

1番、熊谷洋司です。

白澤克美委員と共に調査をしてきました。

当該土地は、役場の●●側約●●kmに位置し、町道●●線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在する場所です。

昭和30年頃から居宅への通路用地として利用していましたが、この度、農家住宅の建替に伴い、当該土地の地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難な状況です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。

5番、白澤克美です。

熊谷委員と同じ意見です。住宅は築70年と古い建築物であり、他に使用できる道路もない状況でした。やむを得ないと判断します。

その他、補足説明がありましたら説明願います。

「なし」の声あり

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

賛成討論がありましたら、お願ひします。

14番、中塚誠です。

長年、通路として利用してきたものであり、やむを得ないと判断します。

15番、高原弘明です。

長年にわたり生活用道路して利用してきたものであるので、やむを得ないと思います。

その他、賛成討論ござりますか。

「なし」の声あり

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員ですので、要請することに決します。

日程第11、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第5号 朗読】

補足説明を許します。

議案第5号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきましては、農地中間管理事業による貸借の再配分の案件です。

当初、今回の再配分先の法人の代表取締役の父に対して配分をしていたのですが、その方が亡くなったことにより、そのまま個人として農地を継承して耕作するのであれば、相続扱いになり手続きは不要でしたが、自らが経営する法人で耕作する意向であったことから、再配分の手続きをするものでございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。  
「なし」の声あり  
議長 それでは質疑なしと認め、討論に入ります。  
最初に、反対討論ありましたらお願ひします。  
「なし」の声あり  
議長 賛成討論がありましたら、お願ひします。  
熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。  
法人への再配分であり、問題ない案件と判断します。  
阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。  
熊谷委員と同じ意見です。問題ないと思います。  
佐々木博委員 4番、佐々木博です。  
再配分ということで、適正な手続きですので賛成します。  
白澤克美委員 5番、白澤克美です。  
法人への再配分で引き継がれたということで、問題ないと思います。  
議長 その他、賛成討論ございますか。  
「なし」の声あり  
議長 討論なしと認めます。  
挙手により表決に入ります。  
議案第5号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、許可する旨  
決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)  
議長 挙手全員ですので、要請することに決します。  
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。  
みなさま、大変お疲れ様でした。

以上は、令和7年12月22日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和7年第12回  
矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 番 \_\_\_\_\_